解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

東京都品川区南大井二丁目九番二号

社団法人日本緑十字社

代表清算人　橋本　幸雄

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十七年一月十九日福井県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

福井県坂井市坂井町下新庄第一号一番地

坂井市土地開発公社

代表清算人　北川　貞二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年十二月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

鹿児島市郡元二丁目一番二号

医療法人光友会

清算人　網屋　貫志

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年九月二十七日開催の社員総会の決議並びに島根県知事の認可により、平成二十七年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

島根県出雲市平田町九八九番地一

医療法人愛和会

清算人　佐藤　正保

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十二月十八日開催の組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号群馬県住宅供給公社ビル三階

群馬県食品製造厚生年金基金

代表清算人　正田　宏二

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年一月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

岐阜県岐阜市東鶉一丁目三番地の二

岐阜県石油業厚生年金基金

代表清算人　髙橋　國夫

配当公告

新潟県見附市学校町一丁目六番一六号

破産者　株式会社高橋清次商店

右の者に対する新潟地方裁判所長岡支部平成二十三年（フ）第二一九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八〇八、三八四、六五四円

一、配当することのできる金額

金二〇二、一五五、七四五円

平成二十七年二月二十三日

新潟県長岡市三和三丁目六番一三号

破産管財人　弁護士　金子　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県北秋田市東横町一四二番地、最後の住所岩手県二戸市浄法寺町岩渕二九番地三

被相続人　亡　金子　與七

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

事務所岩手県二戸市福岡字上町一一番地福新ストア一階

相続財産管理人　弁護士　橋本　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西村山郡西川町大字沼山八一〇番地、最後の住所山形県西村山郡西川町大字海味五四八番地

被相続人　亡　荒木　勝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

山形市旅篭町一丁目一七番二二号

相続財産管理人　村山　永

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区西馬込一丁目一二番地、最後の住所不明

被相続人　亡　中川　幸輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

茨城県坂東市岩井四九四五番地四

相続財産管理人　弁護士　角口　貴秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡長南町小生田四五九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　川野　博司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

事務所千葉県茂原市高師台一丁目一〇番地八

相続財産管理人　諸岡　龍一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区上高田三丁目二四番地、最後の住所千葉県船橋市三山八丁目四五番一九号

被相続人　亡　鈴木　三喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

事務所千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階　弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒川　俊也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県南足柄市塚原二五五一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　菊地　宏文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

神奈川県平塚市宮の前二番三号桂エンタープライズビル五階

相続財産管理人　弁護士　貝原　吉記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区立仏一四四〇番地、最後の住所新潟市西区山田七三八番地六

被相続人　亡　佐藤　正平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

新潟県三条市東三条一丁目五番一号川商ビル二階

相続財産管理人　弁護士　片桐　敏栄